



宮 崎 県 公 報

平成25年12月16日（月曜日）第 2549 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○登録特定行為事業者の名称、所在地等の変更…（長寿介護課） 1	
○登録特定行為事業者の事業所の名称又は所在地 の変更……………（ “ ” ） 1	
○道路の区域の変更……………（道路保全課） 1	
○道路の供用の開始……………（ “ ” ） 2	
○臨港地区の分区の指定……………（港湾課） 2	
公 告	
○県営土地改良事業に係る換地計画の変更……………（農村整備課） 2	

○開発行為に関する工事の完了……………（建築住宅課） 2	
病院局企業管理規程	
○病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正 する企業管理規程…………… 2	
病院局公営企業告示	
○口頭により開示請求をすることができる保有個 人情報について…………… 3	
人事委員会規則	
○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正す る規則…………… 3	
○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の 一部を改正する規則…………… 4	

告 示

宮崎県告示第 751号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第2項において準用する第48条の6第1項の規定により、登録特定行為事業者の名称又は主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成25年12月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	主たる事務所の所在地	
社会福祉法	えびの市大	社会福祉法	えびの市大	平成25年

人慈愛会	字岡松 143 番地	人慈愛会	字岡松 1 番 地	7 月 22 日
------	---------------	------	--------------	----------

宮崎県告示第 752号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第2項において準用する第48条の6第1項の規定により、登録特定行為事業者の事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成25年12月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登 録 番 号	変 更 前		変 更 後		変 更 年月日
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
451000055	特別養護老人ホーム幸楽荘	西都市大字右松3290番地27	特別養護老人ホーム幸楽荘	西都市大字茶臼原字轟941番地 1	平成24年10月13日
451000056	特別養護老人ホーム幸楽荘（短期入所）	西都市大字右松3290番地27	特別養護老人ホーム幸楽荘（短期入所）	西都市大字茶臼原字轟941番地 1	平成24年10月13日
451000084	特別養護老人ホームえびの涼風園	えびの市大字岡松 143 番地	特別養護老人ホームえびの涼風園	えびの市大字岡松 1 番地	平成25年 7 月 22 日
451000085	特別養護老人ホームえびの涼風園（短期入所）	えびの市大字岡松 143 番地	特別養護老人ホームえびの涼風園（短期入所）	えびの市大字岡松 1 番地	平成25年 7 月 22 日

宮崎県告示第 753号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年12月16日から平成26年1月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
22	県道	東郷西 都線	日向市東郷 町下三ヶ字 矢櫃1984番 3 地先から 同市同町下 三ヶ同字19 84番 3 地先 まで	旧	8.1 ～ 9.0	23.0
				新	10.7～ 35.8	23.0

宮崎県告示第 754号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年12月16日から平成26年 1 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
22	県道	東郷西 都線	日向市東郷 町下三ヶ字 矢櫃1984番 3 地先から 同市同町下 三ヶ同字19 84番 3 地先 まで	平成25年12月16日

宮崎県告示第 755号

臨港地区内の分区の指定（昭和40年宮崎県告示第 172号）の一部を次のように改正する。

平成25年12月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

6 の項を次のように改める。

6 日向延岡新産業都市計画臨港地区細島港臨港地区の分区

(1) 商港区（別紙図面赤色の部分）

日向市竹島町の一部、船場町の一部、大字日知屋字新開、字堀川、字大浜、字畑浦、字西ノ原、字越ノ元及び字片ヶ浜の各一部並びに大字細島字地蔵町及び字八坂町の各一部

(2) 工業港区（別紙図面青色の部分）

日向市竹島町の一部、船場町の一部並びに大字日知屋字新開、字堀川、字畑浦及び字貞平開の各一部

(3) 漁港区（別紙図面紫色の部分）

日向市大字日知屋字大浜の一部並びに大字細島字八坂町、字八幡町及び字伊勢町の各一部

(4) 保安港区（別紙図面黄色の部分）

日向市大字日知屋字畑浦及び字新開の各一部

（「別紙図面」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 5 項の規定により、東水流地区 2 換地区県営土地改良事業（都城市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年12月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

変更に係る換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成25年12月16日から平成26年 1 月22日まで

3 縦覧場所

都城市高城総合支所

4 その他

この公告に係る変更換地計画（以下「変更計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第89条の 2 第 5 項において準用する同条第 4 項において準用する同法第87条第10項の規定により、変更計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成25年12月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
児湯郡高鍋町大字上江字馬場原下 749番、 750番、 751番、 752番 1、 756番 4	児湯郡高鍋町大字持田1582番地株式会社岩切建設

病院局企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成25年12月16日

宮崎県病院局企業管理規程第 6 号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

別表第 1（第 3 条関係）

種類		適用範囲
[略]		
医療職 給料表	[略]	薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士又は作業療法士の免許を有し、その資格にかかわる知識及び技能を必要とする業務に従事する職員
	[略]	
	[略]	

別表第 2（第 4 条関係）

ア [略]

イ 医療職給料表(二)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士又は作業療法士（以下「臨床検査技師等」という。）である技師の職務
[略]	

ウ [略]

改正後

別表第 1（第 3 条関係）

種類		適用範囲
[略]		
医療職 給料表	[略]	薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、 <u>作業療法士又は言語聴覚士</u> の免許を有し、その資格にかかわる知識及び技能を必要とする業務に従事する職員
	[略]	
	[略]	

別表第 2（第 4 条関係）

ア [略]

イ 医療職給料表(二)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、 <u>作業療法士又は言語聴覚士</u> （以下「臨床検査技師等」という。）である技師の職務
[略]	

ウ [略]

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

病院局公営企業告示

病院局公営企業告示第 2 号

宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第26条第 1 項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報^{（一）}を次のとおり定めた。

平成25年12月16日

宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容		口頭により開示請求を することができる期間	口頭により開示請求を することができる場所
試験等の名称	開示する内容		
県職員選考採用試験	試験種目別得点及び総合順位	合格発表の日から起算 して 6 月間	病院局経営管理課

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月16日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第12号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年宮崎県人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(医療職給料表(二)の適用範囲) 第 4 条 医療職給料表(二)は、保健所、県立産院、こども療育センターその他人事委員会が定めるものに勤務する者で、次の各号に掲げる免許を有し、その資格にかかわる知識及び技能を必要とする業務に従事する職員に適用する。ただし、研究職給料表の適用を受ける者を除く。 (1)～(7)の 2 [略] (8)～(13) [略]	(医療職給料表(二)の適用範囲) 第 4 条 医療職給料表(二)は、保健所、県立産院、こども療育センターその他人事委員会が定めるものに勤務する者で、次の各号に掲げる免許を有し、その資格にかかわる知識及び技能を必要とする業務に従事する職員に適用する。ただし、研究職給料表の適用を受ける者を除く。 (1)～(7)の 2 [略] <u>(7)の 3 言語聴覚士</u> (8)～(13) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月16日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第13号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和48年宮崎県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

別表第 1 級別標準職務表（第 3 条関係）

ア～カ [略]

キ 医療職給料表(二)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	栄養士、臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、診療エックス線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「栄養士等」という。）である技師の職務
[略]	

[略]

ク・ケ [略]

別表第 2 級別資格基準表（第 4 条関係）

ア～カ [略]

キ 医療職給料表(二)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
[略]						
視能訓練士	[略]					
[略]						

備考

薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定め

改正後

別表第 1 級別標準職務表（第 3 条関係）

ア～カ [略]

キ 医療職給料表(二)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	栄養士、臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、診療エックス線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「栄養士等」という。）である技師の職務
[略]	

[略]

ク・ケ [略]

別表第 2 級別資格基準表（第 4 条関係）

ア～カ [略]

キ 医療職給料表(二)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
[略]						
視能訓練士	[略]					
言語聴覚士	大学卒			5	3	4
			0	5	8	12
	短大 3 卒		1	5	3	4
		0	1	6	9	13
[略]						

備考

薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会

をした場合は、その定めるところによる。

ク・ケ [略]

別表第 6 初任給基準表（第11条関係）

ア～カ [略]

キ 医療職給料表(二)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
[略]		
視能訓練士	[略]	
[略]		

[略]

ク・ケ [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

ク・ケ [略]

別表第 6 初任給基準表（第11条関係）

ア～カ [略]

キ 医療職給料表(二)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
[略]		
視能訓練士	[略]	
言語聴覚士	大学卒	2 級 1 号給
	短大 3 卒	1 級 17 号給
[略]		

[略]

ク・ケ [略]

--	--